

米国税務

租税回避行為に対する米国政府の対応

公認会計士 加藤 久子
米国公認会計士 マイク・ビュー

 **ERNST & YOUNG**
FROM THOUGHT TO FINISH.™

企業の長期的そして持続的な実効税率の引下げは、株価収益率・株主価値等を高めるための非常に重要な要素である。多国籍企業にとっては、いかに実効税率を引下げられるかは大きな課題である。この実効税率の引下げに対するプレッシャーは、多数の精巧でかつ複雑な租税回避行為を生じせしめる要因となっている。租税回避行為の多くは、法令の抜穴（ループホール）を経済的裏付けなく活用することにより多額の節税を意図したものである。実際、米国政府はこのような租税回避行為により年間にして100億ドルの税収を喪失しているともいわれている。米国政府当局は、租税回避行為を抑制する種々の方策を図ってきている。今回は、米国政府当局が過去規制した具体的な企業の租税回避行為を紹介するとともに、現在の法律上・裁判上における租税回避行為の乱用に対する規制、そして米国財務省が最近公表した租税回避行為の報告義務に関する規定の概要を紹介する。

1. 背景

米国では1985年以前は、個人の租税回避行為が盛んに行われていた。この結果、1986年の税法改正では、租税回避行為から生じた損失の利用を制限する規制が設定された。しかしながら、この改正は、個人の租税回避行為を規制したものであって法人の租税回避行為を規制するものではなかったため、これ以後の過去15年間は法人を顧客とした租税回避商品が氾濫することとなった。

1999年の“米国政府のホワイトペーパー（米国政府の政策白書）”では、法人の租税回避行為に関する問題を述べており、そこでは、法人の租税回避に関する取引件数は非常に拡大しておりかつ認めがたいものだと言及している。この白書で、米国財務省は、租税回避行為の特質を述べている。その主なるものを以下掲げる。

- 経済的合理性の欠如 - ヘッジ・資金の移動等により租税回避を行っている法人の行為は経済的合理性を伴っていない。
- 会計上と税務上の取扱いの不一致 - 租税回避行為に関しては会計上と税務申告書上の取扱いに大きな差異が生じている。
- 課税中立者（米国税法上の非課税者）の関与 - 外国法人・米国の非課税者は、報酬等の対価を受けることにより米国納税者の節税に協力している。
- プロモーターの活動 - プロモーターは、節税アイデアを構築し商品化して顧客に販売することにより利益をあげている。
- 非公開（極秘）契約の利用 - プロモーターは、節税商品に関する極秘契約を締結することにより利

益をあげている：節税スキームが第三者に普及することを防止しかつ財務省そして米国内国歳務省（IRS）による発見を防止している。

- 成功報酬・報酬返済契約・保険契約の付与 - 法人の租税回避に関するプロモーターの報酬体系は租税コストあるいはリスク等の軽減により成功報酬あるいは報酬返済契約等の特別なアレンジメントが付与されている。
- 高額な取引費用 - 法人の租税回避行為に関する取引費用は、不自然に高額である：最近の裁判事例では、租税回避額は94百万ドルでこの節税額に対する取引費用は25百万ドル、すなわち約26.5%の割合を占めていた。

2. 租税回避行為として認定された事例

現在までに節税行為のいくつかが国会、財務省あるいはIRSにより租税回避行為として認定され、法令等によりその活用の道が閉ざされた。以下そのうちの一部の事例を紹介する。

1) 法人受取人の生命保険契約の利用

法人が自己受取の生命保険契約の加入(購入)を借入で行うことにより税務の恩恵を享受するスキームである。すなわち、このスキームは、法人が自己受取の生命保険契約を借入により購入し、借入金利を毎期費用として控除する一方、保険契約に基づく保険受取額の価値の上昇(所得)は、毎期収入として計上しなくてもよい(所得の繰延)規定を利用することにより、課税の繰延を意図としたものである。

1996年そして1997年においてこのスキームの利用を制限する規定が制定された。税務委員会は、この制限法令の制定により将来10年に亘り180億ドルの税収の増加が予想されると報告している。

2) 早期償還株式の利用

最も一般的な“早期償還株式”のスキームでは、米国法人がスポンサーとなり不動産投資信託(REIT)を非課税主体である投資家を加えることにより組成する。スポンサーはREITの普通株を、そして非課税の投資家はREITの早期償還株式を所有する。早期償還株式は当初の一定期間において高い配当が付与されており、後に最低限の配当に引下げられる仕組みにより構築されている。そして更に、この株式は、配当が最低限になった後に、スポンサー(あるいはREIT自体)により時価(通常は当初の払込価格に僅かな金額を上乗せした金額になるように仕組まれている)で購入されるアレンジメントが通常付加されている。すなわち、この早期償還株式の経済的実質は自己償却負債である。非課税の投資家にとっては、当初の高い配当は、実質的には配当と資本の戻りから構成されているにもかかわらず、連邦税法上では、この配当の全てが利益の配当として取扱われることとなる。この経済実態と税法上の取扱いの乖離は、税務上の所得が過剰に非課税の投資家に分配されることに反して課税主体であるスポンサーには、少ない所得の分配となる結果を生じさせる。その結果、スポンサーがREITの持分を売却する際に、この少ない所得(配当)と経済実態との差額を売却益として実現するまで、所得の計上を繰り延べることを可能にするのみでなく所得の性質を通常の所得から譲渡所得に転化することも可能にする。更に、スポンサーがREITの持分を売却しないでREITそのものを清算した場合にはスポンサーの経済的所得

(利益)は半永久に税務上課税されることなく繰延べることができる結果となる。

財務省と IRS は、1999 年の初めにこのスキームを規制する規則を公表することによりこのスキームの利用を閉ざした。

3) 清算 REIT の利用

法人(通常は銀行あるいはその他の金融機関)が清算 REIT のスキームを利用する際には、基本的には、所得を生む自己の資産(抵当債権等)を出資することにより REIT を組成し、その後直ちに REIT を 2 年以内に清算することを決議する。その結果、REIT の清算に関する税法の不備と法人清算による税法の規定により、法人納税者は、REIT の清算期間における所得に課される税額を回避できる。

1998 年、このスキームの利用を閉ざす規定が制定された。政府当局は、規定の制定は将来 10 年間に亘り 340 億ドルの歳入の増加をもたらすと発表している。

4) リース取引の利用

これは、一般的にはリースイン・リースアウトと呼ばれるスキームである。米国法人が耐用年数の長い資産(建物等)を非課税の者からリースすると同時に当該資産をその非課税の者にサブリースする取引である。前払リース料に対する税務上の異なった取扱いにより、法人納税者は当初において多額の金額を控除でき、大幅な税額を繰延べることができることとなる。

1999 年、財務省と IRS は、リースイン・リースアウトのような取引は経済合理性がない取引であるというルーリングを公表することによりこの取引の活用の道を閉ざした。

5) 内国歳入法 357(C)条の規定の利用

内国歳入法(IRC)357(C)条の規定は、米国納税者が外国から移転した資産に関する税務簿価の引上げ(ステップ・アップ)を追加経費を負担することなく行うことを認めていた。例えば、外国の親会社が米国の 100%子会社に資産とその資産が担保の一部となっている負債を移転したとする。この場合 IRC357(C)条の規定の解釈により、米国子会社は、この移転された資産を負債金額の全額により税務上受け入れることができるため、当該資産の簿価を過大に計上できる。この結果、米国子会社が将来この資産を売却した際には大幅に税額を回避できる結果となる。

1999 年 6 月 25 日、IRC357(C)条におけるこのような利用を排除する法律が制定された。

米国政府当局は、上記のように租税回避行為を規制するため種々の法令等を制定してきた。租税回避行為を抑制する際の最も困難なことは、租税回避の取引が非常に精巧かつ複雑に構築されているため、租税回避行為の取引自体を認識することが困難であるという事実である。実際これらの租税回避行為を活用する法人納税者は、政府当局が、具体的にこれらの租税回避行為を抑制あるいは規制する法律を制定するまで、これらの行為の効果を楽しむことが可能である。

以下、これらの租税回避行為の濫用を抑制あるいは規制している現在の法律及び法律案を延べる。

3. 租税回避行為に適用される現在の法律及び法律案

1) 現在の法律

租税回避行為を規制している現在の法律の概要を以下紹介する。実際、これらは幅広く全般的に取引

の合理性・適法性を強調しているものにすぎない。

- 租税回避行為禁止規定 - 財務省は現在まで節税を意図とした取引を規制・抑制する種々の一般的・全般的法令を公表してきた。
- 法律による権限の付与 - 議会は、種々の法律により適切・妥当な所得の計上目的のもとに財務省に対して納税者の収入・費用計上を再配分できる権限を与えている。
- 法律上の趣旨 - 裁判においては、不合理・不当な節税目的の取引に関する慣習法上の原則規定（取引形態の実体性、取引の時系列の妥当性、経済的合理性、事業目的性等）を作成・発展・解釈してきた。これらの原則規定により、取引が取引全体そして取引前と取引後において納税者の経済的妥当性を伴わない際には、裁判において納税者の税務上の恩典は却下されてきている。

2) 現在までの法律案

法人納税者の租税回避行為の展開を抑制するため過去種々の法案が作成されてきた。これらの法案は、租税回避行為の公開・報告、過少納付税額に対する罰金、租税回避行為による納税者の税務上の恩典の享受を抑制する法律改正を主眼としている。また、改正案は、取引の経済合理性の原則を法に含めることをも意図している。そして、最近の法案では租税回避行為に参加した全ての関係者に対する以下の税務上の取扱いをも規定している。

- プロモーター及びアドバイザー - 租税回避取引から生じた報酬に対する取引税の賦課
- 課税中立者（非課税者）である関与者 - 租税回避行為に関与することにより得た所得に対する課税

4. 暫定規則及び規則案における取扱い - 租税回避行為の報告義務

2000年2月28日、財務省及びIRSは、租税回避行為の報告義務に関する暫定規則及び規則案を公表した。この暫定規則及び規則案は、下記の事項を規定しており公表日より効力を有する。

- 法人納税者による関与した租税回避行為に関する報告義務
- プロモーターによる法人租税回避行為に関する登録義務
- プロモーターによる顧客リストの保管義務

上記法人納税者の報告義務に関する規定の概要を以下紹介する。

暫定規則及び規則案は、2000年3月1日より提出する法人税申告書から、納税者が、それぞれの“報告すべき取引”を文書により作成して申告書に添付すること、そしてさらにこの文書をIRSのワシントンの租税回避行為分析オフィスに提出することを要求している。尚、この暫定規則・規則案の著者は、納税者は罰則規定を回避するために適切な租税プランニングの戦略まで報告することとなるであろうとコメントしていることを付記する。

1) “報告すべき取引”

“報告すべき取引”は以下の2つの種類の取引である。

- リストされている取引：IRSの“Notice2000-15”にリストされている取引で節税額が単年度百万ドルあるいは合計で2百万ドルを超える取引
- その他の報告すべき取引：2000年3月1日以降締結された取引で、見積節税額が単年度5百万ド

ルあるいは合計 1 千万ドルを超える取引でかつ以下の 6 項目の性格の内 2 項目以上を含む取引

- 秘密保持
- 税務否認に関する返済金額、偶発費用、保険契約、税額賠償等の契約上の保護
- プロモーターの報酬：10 万ドル超でかつ成功報酬
- 税務上と会計上の取り扱いの差額が 5 百万ドル超
- 非課税者の関与により税務上の効果の増加
- 米国と外国の税務上の取扱いの差異

2) “報告すべき取引” に対する例外

上記報告すべき取引にかかる以下 4 つの例外規定がある。

- 通常の事業活動において継続して行われ節税効果に関係ない取引
- 過去一般的に税務上の恩典の享受が税法上認められている取引
- 納税者が税務上の恩典の享受の適正性を合理的に判断できる取引
- 将来において IRS のガイドラインにより規定される取引

尚、上記通常の事業活動に関する取引は、企業買収・売却、リストラクチャー、資本調達等の取引も含むことが明確に規定されている。

5. まとめ

法人の租税回避行為に対して今回規定規則及び規則案により報告義務等が具体的に制定された。これは、法人の租税プランニングの土壌において、税務当局が節税取引・租税回避取引をまず認識することを目的とした第一段階のステップである。従って、税務当局は、今回の規定により法人の節税取引・租税回避行為を分析・研究して、将来においては、租税回避行為に関する罰則規定の改正、取引の経済的合理性の法文化、租税回避行為の全ての関与者に対する税務上の取扱いに関する規定の制定につなげて行くことは容易に想像できうる。しかし、租税回避行為に対する法制の整備は、正当な取引までも締めつけるもとであってはならない。

今回の租税回避行為の規定に対して、納税者が実際どのように対応するかを述べることはまだ時期尚早である。しかしながら、今回の規定は非常にあいまいな幅広い概念により記載されていることから、この規定は効果よりも混乱を生じせしめることとなるであろうが推測される。